

議案第7号

大野市幼稚園設置条例の一部を改正する条例案

令和3年1月26日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

乾側幼稚園を廃止するため

大野市幼稚園設置条例の一部を改正する条例

大野市幼稚園設置条例（昭和41年条例第102号）の一部を次のように改正する。

第2条中「大野市乾側幼稚園 大野市牛ヶ原第66号1番地」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第7号

大野市幼稚園設置条例の一部を改正する条例案の新旧対照表

新	旧
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置を次のとおり定める。</p> <p>大野市上庄幼稚園 大野市稲郷第27号11番地</p> <p>大野市阪谷幼稚園 大野市伏石第11号14番地</p> <p>大野市富田幼稚園 大野市上野第42号17番地</p> <p>大野市小山幼稚園 大野市下舌第9号1番地1</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 幼稚園の名称及び位置を次のとおり定める。</p> <p>大野市上庄幼稚園 大野市稲郷第27号11番地</p> <p>大野市阪谷幼稚園 大野市伏石第11号14番地</p> <p><u>大野市乾側幼稚園</u> 大野市牛ヶ原第66号1番地</p> <p>大野市富田幼稚園 大野市上野第42号17番地</p> <p>大野市小山幼稚園 大野市下舌第9号1番地1</p>

○大野市幼稚園設置条例

昭和41年10月11日条例第102号

改正 平成27年3月23日条例第8号

(設置)

第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条の目的を達成するため、本市に幼稚園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 幼稚園の名称及び位置を次のとおり定める。

大野市上庄幼稚園 大野市稲郷第27号11番地

大野市阪谷幼稚園 大野市伏石第11号14番地

~~大野市乾側幼稚園 大野市牛ヶ原第66号1番地~~

大野市富田幼稚園 大野市上野第42号17番地

大野市小山幼稚園 大野市下舌第9号1番地1

(職員)

第3条 幼稚園に次の職員を置く。

園長

教頭

教諭

その他の職員

(管理)

第4条 園長は、教育委員会の命を受け事務を掌理し職員を指揮監督する。

2 教頭は、園務を整理し、園長不在のときはその職務を代理する。

3 教諭は、園長の命を受け園児の保育に従事する。

(入園資格)

第5条 幼稚園の入園資格は、本市に住居を有する小学校入学前1年の幼児とする。

(保育料)

第6条 保育料は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第2号及び第28条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市長が規則で定める。

(徴収)

第7条 保育料は、毎月10日までに徴収する。ただし、疾病その他特別の理由により、欠席が月の初日から末日までの全日数にわたるときは、その月の保育料は

徴収しない。

2 既納の保育料は、これを還付しない。ただし、前項ただし書の場合における既納の保育料については、この限りでない。

(減免)

第8条 市長は、必要があると認めたときは、保育料を減免することができる。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第7号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第9号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第9号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大野市幼稚園入園料及び保育料徴収条例の廃止)

2 大野市幼稚園入園料及び保育料徴収条例(昭和41年条例第103号)は、廃止する。

附 則 (令和3年条例第〇号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。